

引き続き整理が必要な事項

(集団的分析の推奨の程度)

- 集団的分析・改善の取組みについて、事業者に対する推奨の程度を検討するに当たって、以下に留意してはどうか。
 - ・ 一次予防を目的とした制度の趣旨に鑑み、できるだけ実施されるように促す仕組みとする必要があること。
 - ・ 一方、集団的分析の取組みは、現時点では広く普及しているとはいいがたいこと。特に、産業保健スタッフの体制が十分でない事業場における実施可能性に留意する必要があること。
 - ・ ストレスチェックは労働者に受検義務がないため、受検者が少ない場合には必ずしも正確な集団的分析のデータが得られないことも考えられること。
- これらを踏まえ、集団的分析の実施及び職場環境改善の取組みについて、事業者への推奨の程度をどのように考えるか。

	集団的分析の実施	それを活用した職場環境改善の取組み
案①	義務	義務
案②	義務	努力義務
案③	努力義務	努力義務

(集団的な分析結果の取扱い)

- 集団的な分析の結果は、分析の対象となった集団の責任者にとっては機微な情報であることから、事業場内で制限なく共有することは不適當であり、集団的な分析の方法、分析結果の利用方法（集団的な分析結果の共有範囲を含む）等について、衛生委員会で審議した上で各事業場での取扱いを内部規定として策定することが適當ではないか。【検討会②と共通の論点】
- 集団的な分析結果は、実施者から事業者へに通知し、事業者はその結果を保存することとしてはどうか。また、その場合、保存期間は個人のストレスチェック結果の保存期間と同様に、5年間とすることでよいか。
- 集団的な分析の手法として、国が標準的な項目として示す「職業性ストレス簡易調査票」に関して公開されている仕事のストレス判定図を用いた場合、部・課・グループな

どの分析対象集団が標準集団に比べてどの程度健康リスクがあるのかを判定することができる。こうしたことを踏まえれば、事業者による集団的な分析結果の活用方法としては、各職場における業務の改善に活用する、管理監督者向け研修を行う、衛生委員会において具体的な活用方法を検討する等の方法が考えられるのではないか。